

農政商工観光委員会会議録

日時 平成20年7月4日(金) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後5時30分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 望月 勝
委員 中村 正則 森屋 宏 保延 実 渡辺 英機
竹越 久高 丹澤 和平 小越 智子 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

商工労働部長 廣瀬 正文 産業立地室長 中楯 幸雄
商工労働部理事 秋山 貴司 商工労働部次長 新津 修
商工労働部次長 高橋 哲朗 産業立地室次長 曾根 哲哉
労働委員会事務局長 有泉 晴廣 労働委員会事務局次長 成島 秀栄
商工総務課長 飯沼 義治 商業振興金融課長 岩波 輝明
工業振興課長 清水 幹人 労政雇用課長 塩谷 雅秀
職業能力開発課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 中込 雅

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政部技監 矢野 一男
農政部技監 石川 幸三 農政総務課長 山本 一 指導検査室長 望月 剛
農村振興課長 横田 達夫 果樹食品流通課長 齋藤 辰哉
畜産課長 渡辺 富好 花き農水産課長 赤池 栄夫 農業技術課長 西島 隆
耕地課長 加藤 啓

議題 第74号 山梨県薬事法関係手数料条例中改正の件
第75号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件
第79号 平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの
第80号 平成二十年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算
第83号 訴えの提起の件

審査の結果 第74号議案、第75号議案及び第79号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第80号議案及び第83号議案については、引き続き、7日に審査することとした。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、商工労働部・労働委員会、農政部、企業局、観光部の順に行うこととし、午前10時04分から午後3時52分まで商工労働部・労働委員会関係(その間、午前10時23分から36分まで、午後12時07分から1時05分まで、午後1時41分から2時03分まで、午後2時30分から32分まで、さらに午後2時44分から3時00分まで休憩をはさんだ)、休憩をはさみ午後4時14分から5時30分まで農政部関係の審

査を行った。

商工労働部・労働委員会関係、企業局関係及び観光部関係については、引き続き7日に審査を行うこととした。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

第75号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 平成二十年山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

小越委員 今、この企業立地基本計画に基づいて、この補助金を考えている、実施しようとしている市町村がどのくらいあるのでしょうか。

中込産業立地推進課長 昨年、産業立地室が設立されまして、いろいろな聞き取り調査、また、今回の企業立地基本計画推進事業を策定する中で、予算の策定段階ではおおよそ3か所程度を考えた中で、今回の予算を計上してございます。

小越委員 3市町村だということですがけれども、利子補給は平成24年度ということですが、それ以降は利子補給、負担を、県はしないということですか。

中込産業立地推進課長 今回のこの企業立地推進事業費等のところでございますが、先ほども説明いたしましたように、企業立地基本計画の計画期間にあわせた中でこの制度を考えておりまして、そちらに連動して平成24年度末と設定してございます。

小越委員 これ、途中で、これはちょっと無理だなとか、これはちょっと地元の合意が得られないという場合はどうなるんですか。

中込産業立地推進課長 先ほどから説明してございますように、まず基礎調査費として、計上してございます。それを補完する意味で専門アドバイザー派遣事業費も用意してございます。そういう中で、基礎調査が終わって、それに工場等用地整備をする基本計画等ができた時点で、当然、地元にも説明していくこととなりますが、地元等からどうしても理解が得られなさそうなケースが出た場合は、その時点でその先、用地等を取得するには至らないというような形になると思います。

小越委員 今こういう状況ですから、もしも、立地したくて、誘致のために整備したのですけれども来なかったとき、こげついたときの責任、市町村、県はどういう立場になるのでしょうか。

中込産業立地推進課長 先ほども申し上げましたように、まず基礎調査をして、レイアウトを作成して、その途中段階でアドバイザー等も派遣する中で基本計画づくりをす

るんですが、あくまでもそれが終わった時点で、地元の了解が得られた時点で、用地等の買収等を含めてそちらに踏み込んでいくわけです。基本計画は24年度末でございますので、基礎調査費を執行する段階で、我々もただ手をこまねているわけではございませんで、そこに入る企業等の誘致等も専門的に行いまして、できるだけ、今、委員がおっしゃるような事態にならないような覚悟で、何とかそこを売り切るように取り組んでいく決意でございますので、御了解いただければと思います。

小越委員

米倉山という大きなことがありました。景気動向は不透明です。昨年20件の企業誘致があったということですが、これからどうなるのか、ちょっと不安もあります。今、3か所ということで、多いか少ないかは別として、造成すればその借金は市町村に来るわけです。宮城県とか成功しているところは、造成地を、いっぱい、ずっと抱え込んでいて、今、そこに来たということですが、抱えるということは、米倉山のこともございますし、それなりに借金を市町村がつくらなければならない。そういう意味で、誘導するような施策も含めて県はそれをすべきではないと私は思いますので、この補正予算案に関しては反対いたします。

討論

なし

採決

起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第80号 平成二十年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算

質疑

丹澤委員

私は、ことしの決算特別委員会のときにもお尋ねしたわけでありましてけれども、現在、貸付総額は206億円。そのうち不良債権額が111億円ということでありました。もう既に破綻しているところが、この内訳が57億円で、破綻懸念先が54億円ということでありましたけれども、今回の、整理回収機構、RCCに委託するのは、どの範囲のものをするんですか。

岩波商業振興金融課長 今、委員がおっしゃいました破綻懸念先債権54億円に相当する団体でございます。

丹澤委員

破綻懸念先はどこですか。

岩波商業振興金融課長 高度化資金の貸付先についてのご質問でございますが、貸付先につきましては、当該法人の正当な利益を害する恐れがございますので、不開示情報に当たります。したがって、公開の場でのお答えをすることができないということでございますので、御了承願います。

丹澤委員

54億円のうち、個々の企業が4団体。4団体のうち、貸付総額に対して償還額は幾らだったんですか。

岩波商業振興金融課長

トータルの償還額でしょうか。

丹澤委員 個々の企業は言えないんですか。

岩波商業振興金融課長 匿名で申し上げますけれども、累計ということでございますか、それとも19年度……

丹澤委員 今までの。

岩波商業振興金融課長 4組合ございまして、A、B、C、Dというふうに申し上げさせていただきます。A組合につきましては、3億8,000万円余が償還されております。

丹澤委員 幾ら貸してですか。

岩波商業振興金融課長 貸付額につきましては、22億円余でございます。B組合につきましては、貸付額が33億3,000万円余の貸付を行いまして、償還につきましては4億9,000万円余でございます。C組合につきましては、5億4,000万円余を貸し付けまして、償還額につきましては、1,300万円余でございます。D組合につきましては、貸付額が2億4,000万円余でございまして、償還額につきましては3,000万円余でございます。償還額につきましては、いずれも6月末現在ということになります。

丹澤委員 聞いていてもA組合とかB組合とかと聞いてよくわからない。今、話を聞いてみると、33億円貸したところが、3年据え置きで20年償還で、15年たって、たったの4億9,000万円しか返していない。33億円借りてです。残りの方が多いという状況なんですけれども、これ、AとかBとか言っても、皆さんもどこのことを言っているのか、よくわからない。ぜひ中身を明らかにしていただきたいと思うんですけれども。

木村委員長 委員長より申し上げます。質疑が堂々巡りの感がございまして、審議が停滞しても困ります。暫時休憩いたします。

(休 憩)

木村委員長 丹澤委員の、高度化資金に関する質疑については、秘密会を開いて審議したいと思っております。

お諮りいたします。本委員会を秘密会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

御異議なしと認めます。よって、本委員会を秘密会とすることは可決されました。

この際申し上げます。山梨県議会会議規則第94条の規定によりますと、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会場の外に退去させなければならないこととされております。

私が指定いたしますのは、本委員会の委員及び出席説明員のうち、廣瀬商工労働部長、新津商工労働部次長、飯沼商工総務課長、岩波商業振興金融課長、小島商業振興金融課総括課長補佐、秋元商業振興金融課課長補佐、並びに議事事務局職員であります。これ以外の出席説明員、傍聴者及び報道関係者の退場

を命じます。

(退 場)

【秘密会のため掲載せず】

木村委員長 以上で今日の秘密会は終了いたします。

第83号 訴えの提起の件

質疑

森屋委員 法律的なことは全くわかりませんから、お聞かせいただきたいんですけども、県は判決の何について不服であり、控訴をするのか、もうちょっと明確な理由を。ちょっと理解できないんですけども。

塩谷労政雇用課長 控訴する主な理由は3点あります。まず1点目。判決は、会社が入札業者だから県の要求に従わざるを得ない立場にあったと判断しておりますが、法的には契約の一方の当事者がもう一方の当事者の要求に従わざるを得ないということはないと考えています。

2点目。判決では、原告の人格的利益を侵害したのは直接的には会社に対して原告の交代要求をした県であるとしています。これに対しまして、会社は県の依頼を聞いた上で独自の判断により配置転換を行っており、裁判所の論理は飛躍しているということです。

3点目。判決ではジョブカフェやまなしでのカウンセリング業務が原告にとって仕事の生きがいであり、原告はこれを奪われたことにより精神的苦痛をこうむったとしております。県は、原告の仕事の生きがいは何であるかを知り得る立場になく、そこに故意、過失はないので、県が会社に対してとった行為と原告がこうむったとされる精神的苦痛の間には因果関係が不明である。

以上の3点が控訴する理由でございます。

森屋委員 ということは、簡単に言うと、県にはその責任がないと、会社側にその責任があると伺いたいんですか。そうじゃなくて、県にも若干の責任はあるんだけど、会社にも応分の責任を負ってもらいたいと言わんとしているんですか。そこがちょっとわからないんですけども。

塩谷労政雇用課長 今申しましたように、3つの理由から県には責任はないと思っております。そして、会社に対しての部分については、うちの方で述べる立場にないと思っております。

森屋委員 その辺がちょっとわからないんです。それで、議員の皆さんのところにも行ったと思うんですけども、きのう、これを、私のところに、この津田さんという方がファックスしていらっしゃって、知事が去年の7月2日に、約1年前に、明野の皆さん方と対話集会の中で、排除に関する事について発言したとあって、そのテープから起こしたものをここに配ってもらっているんですけど、確かに知事はこういうふうには発言されているんですか。

塩谷労政雇用課長 県の申し入れが昨年7月の知事の発言では圧力、裁判所でも圧力を認めております。知事の発言は法的な観点を踏まえたものでなく、違法ではないが、不適切であったということを表示しただけだと思っております。

森屋委員 私は裁判というところに出たことはありませんけれども、裁判官が、一方の主である知事がこういう発言をしたのを聞いたときに、果たしてどういうふうな印象を受けるのか。もう片方の会社にもあるかどうかというのは、これから皆さん方が控訴されて、その場面で闘ってもいいと思うんです。しかし、僕は、知事がこれだけ発言されていれば、やはりこの部分というのは逃れられないと思うんですけどね。いかがですか。

塩谷労政雇用課長 先ほどの控訴理由の3点を主張しながら、主張が認められるよう努力していきたいと考えております。

森屋委員 最後に、知事のこの発言というのは、裁判官にしてもかなり重いと思います。ただ、もう一方の会社に全く責任がなかったのかというと、私はそうではないと思う部分もありますので、控訴すること自体には反対いたしませんけれども、私は、裁判自体はその辺をもうちょっと明確にお互いにやり取りしていかないと、県民の納得を得られないと思います。以上です。

丹澤委員 今、県が判決に不服とする理由は説明をいただきましたけれども、その前段階についてお伺いします。まず、ジョブカフェに勤めていたこの津田さんの仕事は何だったんですか。

塩谷労政雇用課長 ジョブカフェやまなしとって、若者の職業相談、職業紹介をする広場があるのですが、そこのカウンセラーをしておりました。

丹澤委員 今回、どういう理由から、この津田さんに職を変えてもらいたいということをおっしゃったのですか。

塩谷労政雇用課長 ジョブカフェやまなしのカウンセラーは、広く一般県民に接する機会が多く、処分場施設に反対運動を行っていることがテレビや新聞で報道された原告が、県が設置しているジョブカフェでカウンセリング業務に従事することで、その中立性、公正性に誤解を与える可能性が懸念されたからであります。

丹澤委員 この中立性や公正・公平性は、今、ジョブカフェでやっている仕事に求められているんですか。

塩谷労政雇用課長 県職員の職務としては、すべての段階において公平性、中立性があるべきだと考えております。

丹澤委員 いや、仕事はそうでしょう。仕事は。しかし、いろいろな問題で、民主党を応援する人もいるし、自民党を応援するという人だっているんです、県庁職員だって。しかし、職務は、その職務にそれをもって公平じゃないとか公正じゃないとかってということにはならないんでしょう。どうなんですか。

塩谷労政雇用課長 先ほども申し上げましたように、中立性、公平性に誤解を与える可能性が懸

念されたから言ったということでございます。

丹澤委員 カウンセリングという業務に対して、明野に反対していることが、なぜ、公平・公正性を失うことになるんですか。

塩谷労政雇用課長 賛成、反対ということにかかわらず、ジョブカフェやまなしにおける業務との関係で、先ほども申しました公平性、公正性の確保、業務への懸念がある、テレビに出るとか、そういうことで一般県民に誤解を与えるような可能性があれば、交代を要望せざるを得ないというか、したものと考えています。

丹澤委員 考えて、みんなあるんですね。1つの問題に対して賛成の人もいれば...。県庁職員は全く何もそういうことを考えないと。そうじゃないでしょう。みんなそれぞれ考え方があって、だけれども、自分の職務に対してはそういう色を一切出さない。みんなそれぞれあるはずなんです。しかし、この明野に関してだけは、明野に関して反対だから、カウンセリング業務も公平性を欠くんだという、その結びつきが理解できない。

塩谷労政雇用課長 明野ということではなく、常にすべての問題につきまして賛成、反対ということにかかわらず、テレビや新聞等で報道された原告に対して、そこを訪れる県民が、その中立性、公平性を誤解するような可能性がある、懸念されるような場合には、ということ。

丹澤委員 そうすると、反対の人は、この人を心強いと思っているんですね。反対する人がここへ相談に来たら、いやあ、心強い味方の方がいてくれたと。そういう人もいるわけでしょう。そういう考え方だとすると。すると、これは一面から見て、県の施策に反対しているから公平性を欠くという、県の方から見た場合はそういう見方が成り立つけれども、逆に、同志から見たら、こんな心強い人はいないということを感じる人もいるわけなんですか。

塩谷労政雇用課長 同じ答えになるのですが、賛成、反対ということにかかわらず、そういうことである場合には申し入れを行った可能性があります。ただ、仮定の話ですので、賛成の方がやった場合という部分についてはお答えを差し控えさせていただきます。

内田委員 今に関連して、私は、今の答弁って、すごい重みのある答弁だと思っているんだけど。例えばそういう問題でテレビに出て映った人については、公平性を欠くとかって、非常に色眼鏡をかけた見方であって、私は、この明野の場合に限って言っても、村を二分したんですね。私は政治家の立場だからかわりを持ってもちろん構わないと思うんだけど、どちらも山梨県民なんですよ。いつか100人のレベルで県庁へ押しつけてきたときがありましたよね。私はそのときにたまたま頼まれて、エレベーターをとめたりするのはよせよと、ほえたことがあるんです。それはなぜかといったら、どちらも県民じゃないですか。同じ県民なのに、何でそんな差別をするんですか。おかしいじゃないの。それはもう、あなたが色眼鏡をかけてものを見ているんですよ。そういうことが今、だめだって言われているんだよね。もし、私が言っているこの感覚がわからないんだとしたら、これはすごい問題だと思う。賛成、反対の立場でも、と言ったけど、賛成の場合にはそんなことは絶対に言わない。賛成の立場で明野の村民が出た、テレビに何回も出た。その人がジョブカフェやま

しに勤めたときに、県が、やめさせるなんてこと言わないでしょう。配置がえしる、なんていうことを言うわけがない。これはおかしいですよ。

だから、私は、さっき森屋委員が言ったように、この判決に不服がある、会社にも共同責任があるじゃないかという意味で控訴するなら構わないけれども、私はこの前提、そこに至った過程というのは絶対におかしいと思う。裁判以前の問題だと思う。そういう意味で、県の職員はものすごく考え方を改めなきゃおかしいですよ。これがもしまかり通ったとしたら、山梨県はものすごくおけている県だよ。そう思いませんか。そんなことを答弁したらおかしいよ。これ、報道が入っているからね、絶対おかしいと思うよ。それは、県民をあらかじめ色眼鏡で見ているんだよ。反対する人は悪いってことにしちゃうんだよ。そんなこと言ったら、我々の政治の世界は成り立たないよ。賛成、反対があって、世の中、成り立つんですよ。そういう議論をしないところで、こんな委員会なんて要らないじゃない。そう思わない？ そんな答弁、もし本気でするんだったらおかしいよ。

望月副委員長

今の関連でお聞きしたいんですけれども、これは個人の身分保障、県職員も家に帰れば住民ということだと思うんですけど、内田委員も言ったとおり、事前の段階からの見方、津田さんですか、その人に対する見方、身分保障、県職員の個人情報とか秘密情報を守るという義務があると思うんです。しかし、一たん、地域の住民としての、一県民としての個人の身分保障といいますか、さっきの答弁によると、どうもそこところが、私にはちょっと判断しかねますんで、ちょっと見解を教えてくださいたいと思います。

塩谷労政雇用課長

公務員は業務するに当たっては、公平・公正性の確保というのは必ずやらなければならないと思います。政治信条については、それは自由なことでありますので、業務さえ公平、公正性が確保されていれば結構だと思っています。

望月副委員長

今の答弁を聞きまして、公平・公正を保ってればいいという、その理解、判断に問題が。さっきから言っていることと、話の中で継続性、一貫性がないというのが私としての判断ですけども。県庁職員も一県民ということで、政治的中立の立場にあって、思想の自由とかも何か制限されますか。そういうことはないんでしょう。やっぱり主張は主張、それは言っていけれども、これは言ってはだめとか、個人情報とかに関することは言いませんよ。個人を尊重するというのは、時代の中でも非常にこれには厳しい状況でありますから。県の職員としての判断でしょうか、その辺の状況、県職員の立場の状況がわからないわけですけど、とにかく公平・公正、秘密を守る、個人情報を守る、それは、当然、公務員としての義務でありますけれども、そういうふうな中で、明野について反対の方へ向いたら、即、職場を変えろとか、そう、一概に言うべき問題かなと思うのですが、そこらをちょっと。

塩谷労政雇用課長

それは先ほども申しましたように、ジョブカフェのカウンセラーは広く一般県民に接する機会が多く、反対運動を行っていることがテレビやラジオで放送されたことによって、県が設置しているジョブカフェに関しての業務に従事することで、その中立性、公平性に誤解を与える、県民に対して誤解を与える可能性があるという懸念です。

竹越委員

今、議案として、訴えの提起の件が上程されています。今までの議論の中で、県からジョブカフェの担当者を交代してくれと要求したこと、要請したことに

については認めているというか、間違いないわけだ。しかし、今回の訴えの提起は、慰謝料を県が支払うまでの直接的因果関係があるかどうかについて争いたいという趣旨だと思う。思うけれども、その前提に立つところについては、きょうの議論の中では、先立つその行為自体が適当じゃないじゃないかという話があるわけだ。だから、それはそれで、ちゃんと議論しなければいけない。訴えの提起とその関係をどういうふうに整理するのか。訴えの提起の中身と、それがおかしいじゃないかということについてどうするかは、また別途、考えて答えてもらいたいけれども。さっき森屋委員が言ったように、この控訴の話で、派遣会社の会社の方に負担してもらえという話がこもっているのかどうかについても答えてもらいたい。僕ら、わからなくて聞いているからね。その辺をちょっと明らかにしてほしい。

塩谷労政雇用課長 1点目のことですが、当時の課長が、いわゆる処分場の件でジョブカフェやまなしの業務に支障を生じないかという懸念を抱いたことは紛れもない事実でございます、それによって言ったことは事実でございます。ただ、その事実についての、それまでの経緯について検討することは必要だと思います。ただ、この裁判においてその行為がどうだったかということについては、控訴理由の中には入っておりません。控訴理由の中に入っておりますのは、先ほど申しました3点でございます。

もう一つ、先ほど申し上げましたように、会社については控訴を検討する段階では検討しておりません。

(休 憩)

渡辺委員

各先生方からいろいろな御意見をいただきましたけれども、確かに個人の思いを考えたときには大変残念な結果だと思います。私は、県が訴えの提起をした理由の中に、賛成するところがあるわけです。例えば、2番目の、「会社は県の入札業者であり、県の求めに応じざるを得ない立場にあったのだから、県は地位を利用して不当な要求を会社に対して行ったものと認めざるを得ない」という、この判決理由には、少し 少しいというよりはかなり不服です。というのは、この業者が県の言うことを聞かなければならない立場にあったかどうかということではなくして、入札業者ということであれば、これは相当な数の業者がいるわけです。私も、たまたま建設関係とか、よく知っているわけですけれども、皆さん、県の言うことに一々、そんなに神経質になって、言うことを聞いていない現状ですし、それぞれみんな、自分の会社のポリシーで動いていますから、ひとからげにして、入札業者は県の言うことを聞かなければならない立場という、この判決理由だけは絶対に回避しなければならないと思うのですが、それについて意見を聞きたいと思います。

ほかの入札業者を守ることからいっても、県の見解をはっきりしておいてもらいたい。

塩谷労政雇用課長 先ほど、控訴の理由の中で申しましたように、入札業者だからということで従わざるを得ないという立場にあったとしておりますが、法的には一方の当事者が一方の当事者の要求に従わざるを得ないことはないと考えております。一般にどうか、入札行為がありますが、このことでいわゆるすべての契約で県の要求に従わざるを得ないということになってしまうと、県の要求がすべての業者に受け入れられなければならないというような形になりますので、法的には、やはり契約の一方の当事者がもう一方の当事者の要求に従わざるを得ない

ということはない。対等であるということだと思います。

渡辺委員

それは、もう本当に大事なことです。はっきりと、県の立場、入札業者の立場、それぞれの立場を明確にさせていただきたいと思います。

もう1点。この方がカウンセリング業務をされたのは、平成18年4月1日からですけれども、原告の仕事の生きがいであったという言い方をしているんですね。そうすると、この方はジョブカフェの業務で初めて生きがいというものに行き会ったのかどうなのか。この辺は非常に判断が難しいかなと思うんですけれども。我々が人生を見つめたときに、生きがいというのはいろいろな過程で出てくるわけであって、ジョブカフェのみが生きがいではないのだろうと、私は思うんですが。こういうこともしっかりと。この判決理由には、私はあんまり賛成していないんです。県のやったことがいいという意味じゃなくて、ここは非常に迷うんですけれども、やっぱり、この判決理由が変えられるようであれば、やるからには、ここはしっかりとさせていただいて、認めるべきは認めて、言うべきことは言って、ほかの県民を守るということも必要ですので、その辺をしっかりといただければと思いますが、その辺、いかがですか。

塩谷労政雇用課長

控訴理由の一つの中に、先ほども申しましたように、県は原告の仕事の生きがいがあるかを知り得る立場になく、そこに故意・過失はないので、県が行った行為と原告がこうむったとされる精神的苦痛の因果関係は不明であるということを目指していきたいと思っております。

小越委員

まず、この配られたプリントのところで確認をさせてください。判決理由に、「県は地位を利用して不当な要求(圧力)を会社に対して行ったと認めざるを得ない」とありますが、県が行った不当な要求、圧力というのはどのようなことだということでしょうか。ここに書いていないのでお願いします。

塩谷労政雇用課長

県が行った行為は、「経緯及び内容」のところにあります。県は、原告のジョブカフェやまなしにおけるカウンセリング業務について、公平・公正性の確保や業務への懸念、不安から会社に対し、原告をかえてほしい旨を申し入れたということです。

小越委員

それが圧力ということだということを書いてもらわないと、これは残る資料ですから、県がどんな圧力をかけたのか、経過ではなく、圧力とは何かというのを書いていただきたいと思います。そして、先ほどもずっと、中立性、公平性に誤解を与えとかあったのですけれども、では、利用者から、そのような苦情とか問い合わせがあったんでしょうか。

塩谷労政雇用課長

ないと聞いています。

小越委員

ありませんよね。利用される方は、その方がテレビに出たかもしれませんが、ジョブカフェに来てカウンセリングをお願いしているわけです。そこでフィルターをかけて見るようなことを、県民はしないと思います。しているのは県なんですよ。そして、この派遣会社に対してかえてほしいと申し入れたのは、だれの責任でそこに行ったんでしょうか。

塩谷労政雇用課長

労政雇用課長です。

小越委員 当時の労政雇用課長が指示を出して、担当の職員が派遣の会社のところに「困りますから」と行ったんですか。それとも、部長や、それからもっと上の方の指示でその人が行ったんでしょうか。

塩谷労政雇用課長 課長の判断で、当時のセンター長と課長が行きました。

小越委員 課長の判断で行って、その後、いろいろ問い合わせもあったりして、部長に報告ですとか、しなかったんでしょうか。その当時の部長からのサジェスションとかはなかったんでしょうか。

塩谷労政雇用課長 元労政雇用課長がこのことを言って、当時の部長、次長に、こういうふうにしたということを行ったと聞いております。

小越委員 そのときに、部長、次長はどのような判断というか、指示を出したんでしょうか。

塩谷労政雇用課長 承知しておりません。

小越委員 これは一課長の判断ではなく、部長にもちゃんと話が行っているわけです。県として、こういうことは困るじゃないかと、県全体が圧力をかけたということですよ。その一課長、一担当者の「困るな」という思いではなく、それはあくまで県の判断となっているんですよ。報告したということであれば。報告の後、「それはまずい。それはおかしいじゃないか」と言えば、すぐそれを戻せるんですけど、指示がなかった。それは承知していたわけですよ、部長が。県がわかったということですよ。県がそれを意図的に、この人は明野の処分場の件で困るから、反対しているから外せと、県が責任を持って、県の力でやったと思います。私は、非常に残念なのが、それをやったのが労政雇用課だということです。私は、非常に情けなく思います。労政雇用課がやっている仕事は何ですか。労働相談でしょう。労働者を守る仕事をしているところが、全く逆のことをしているじゃありませんか。どうしてここでそんなことをするのか、私は、それが、もう情けないし、悔しいし、腹が立ちます。労働者を守る仕事をしているのに、なぜ労働者にそういうことをするんでしょうか。

労働契約の中では、カウンセリング業務ということで、それ以外のことは、その津田さんという方が条件にすべて合っていて、それ以上に排除するものがない。労働契約上も、津田さんが非となるものは一つもなかったと判決文に書いてあります。というのは、県がその派遣会社に言ったからですよ。今、この派遣の問題がすごく多くなっています。派遣職員が派遣された派遣先で「派遣君」と呼ばれ、ものみたいに扱われ、そしてすごい思いをして、いじめられて、どんな思いでいますか。それを担当するのが労政雇用課でしょう。その課がこんなことをしているなんて、私は許せないですよ、本当に。

またそれに上塗りするように控訴するということが、津田さんの心労や苦痛や、また県民に対する、労働行政全般にわたって……。こんなことを県がやるなんて、私は本当に情けなく思います。この、訴えの提起をするなんていうことはとんでもないと思います。私はこの問題について反対します。

(休 憩)

中村委員 訴えの提起の件につきましては、先ほどから議論をしてきておりますけれど

も、この件につきましては、できれば質疑をさらに続ける必要があるだろうと判断しております。したがって、この質疑につきましては、月曜日に、もう一度、我々も勉強してくる、それから執行部の皆さんも勉強してくる形の中で、質疑をもう一度して、そしてその後、賛成討論、反対討論をするのがいいのではないかということで提案させていただきますが、いかがですか。

丹澤委員 この提訴理由を、もう一度よく整理して、そして明確に説明していただきたい。月曜日までによく整理をして、ここでご説明願いたいです。

所管事項

質疑

(企業の撤退について)

小越委員 数点あるので。まず1点目。パイオニアの問題です。パイオニアの撤退なんですけれども、パイオニアの撤退に伴ってどのような影響が出てくると認識されているのか、まずお伺いします。

塩谷労政雇用課長 パイオニアの撤退のつきましては、雇用問題については、私のところから、それ以外については産業立地推進課からお答えさせていただきたいと思いません。

パイオニアの従業員は600人ほどいらっしゃいますので、今、会社において再就職のための支援をしております。その支援が終わった段階で、なおかつまだ再就職できない方が出た場合には、本会議でも答弁させていただいたように、国と連携をしながら、山梨県雇用対策連絡調整会議を開いて、離職予定者の支援策を検討していきます。

以上です。

中込産業立地推進課長 パイオニア山梨工場の閉鎖は非常に残念なことです。現在の企業は本当に世界的な競争を繰り広げている中で、やはり世界を視野に入れた戦略を立てて、事業の生産と集中を加速させているような状況であります。特に、ことは8月にオリンピックが北京であります。薄型テレビにあっては、そういう中で、非常にコストや技術を巡る企業間競争が繰り広げられておまして、生産性向上のために今回のような企業間の提携や、あるいは再編などが繰り返される中で、本当に残念なことなんですけれども、山梨工場が閉鎖される状況に至ったわけでございます。

山梨における大手企業の撤退等は、先ほど労政雇用課長が申しあげましたように、雇用や下請けの減少につながるなど、県民生活への影響が非常に大きいと考えておりますが、我々としましては常に企業の立地動向を見定めながら、県内への影響が本当に最小限に抑えられるよう、必死の思いで努力していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

小越委員 600人、そして今、課長から答弁がありましたけれども、県民生活への影響が大きいということです。7月に撤退するのですが、県がパイオニアが撤退するということを知ったのはいつで、その後、どのようなことを県がパイオニアに対して、それからいろいろなところに働きかけ、どんなことをされてきた

のでしょうか。

中込産業立地推進課長 これを県が知りましたのは、正確には5月13日でございます。パイオニア側が、我々を訪ねてまいりまして、そこで閉鎖するという内容を発表いたしました。我々は、その内容を聞いた時点で、山梨におきましても600人を超えている雇用を抱えている大会社でございますので、大手企業の撤退は、非常に雇用だとか下請けの減少につながる、また県民生活への影響も大きいということでございますので、その後、撤退が会社で決まった後は、そこに残される従業員の皆さんも含めて、また、残された工場用地、あるいはその後の、今、造成中の土地も含めて、県民生活への影響が少しでも少なくなるような対策を会社側に責任を持ってとっていただけるよう、強く要請したところでございます。

小越委員 会社に要請したのと同時に、例えば600人ぐらいの方のこれからの生活をどうしたらいいのか、再雇用をどうしたらいいのかという情報提供の窓口を、県は設けなかったのですか。

塩谷労政雇用課長 パイオニアの再雇用問題をやっているのが、現地の工場の総務部の担当者として、そこを窓口にして、県も私を窓口にして、常に情報交換をしております。

小越委員 情報の窓口といっても、別にホームページに載っているわけでもなく、外に開かれていないんですよね。どこに相談していいかわからない。実は、私の事務所のところにも、パイオニアの撤退後に電話がかかってきました。メールも来ました。うちの会社で少し受け入れられるかもしれないけど、どうしたらいいかと。なぜ県に電話をしないでうちに電話がかかってくるのかと思ったんです。県がこういうふうに門戸を開いていますよ、相談に乗りますよと、目に見える形で知らせていただかないと。県は結局、パイオニアが出ていった後、何をしていたんだと、私は思うんです。

それから、県の問題、先ほどの労働の問題にも波及していくんですけども、もっと、労働の問題、雇用の問題を外に見えるようにしてもらいたいんです。例えば、県の労働相談所、そもそもどこにあるのか、私もこの前、わかりました。旧西武ビルの2階です。私も行ったんですけども、案内板もない。2階だということから2階に行ってもない。やっとそこにたどり着いた。そこに看板があるだけです。どこにあるかわからないんです。労働局、職安、ジョブカフェは知っていても、県の労働相談所があるということ、ほとんどの県民は知らないと思います。

昨年度の相談実績202件。それも電話が148件。直接お会いして話したのは50件です。12月と3月は、相対で話をしたのは1件です。この件数、どう思われますか。私は少な過ぎると思うんですけども、どうでしょうか。

塩谷労政雇用課長 相談所の相談件数でございますが、18年の42件に比べると、19年は202件と、割と多くなっておりますが、その前年から比べると順次減っているという状況でありまして、決して多くはないとは思っております。

小越委員 多くはないということは、少ないということですね。労働局では昨年度は7,210件。労働局だからと言わないでください。労働相談が22.8%もふえているんです。もう本当に各地で、一人一人の問題が大変なんです。雇用の問

題はどうしても、労働局がやるものだ、と思っているかもしれませんが、県の労働相談のいいところは弁護士さんの無料相談があるんです。あそこに来てもらえば無料相談ですぐ解決することができる。すぐ道が開かれるということがあるんです。でも、これをみんな知らない。もったいないじゃありませんか。

私は、県の雇用問題の姿勢がここにあらわれていると思うんです。少なくとも、どこで何時から何時まで無料相談やっていますというのを、パンフレットつくるとか、ポスターをつくるとか、折り込みを入れるとか、リーフレットをつくるとか、今、こんなに労働の問題が大変なんですから、そういうことをしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

塩谷労政雇用課長 実際、今、広報はどうしているかと、周知が足りないのではないかとということですが、中小企業労働相談所につきましては、県民相談センターの中に設置する形で情報プラザと富士・東部県民センターに設置しております。労働相談の実施につきましては、労働情報誌『やまなし労働』、さらにはラジオ、テレビの山梨県の情報ツールを使いながら周知徹底しているところでございます。

小越委員 それで周知徹底されると思いますか。それで200件でしょう。1か月に1人しか来ないんですよ。もったいないじゃありませんか。OBの方も含めて2人体制でやっていますよね。かなりいろいろな知識を持っていらっしゃるベテランの方が相談に乗っていて、無料相談にもつなげられるんです。例えばアルバイトでも有休が取れるのかとか、こんなふうに上司から言われたさっきの話じゃありませんけれども、派遣先でこう言われたんだけどどうしようとか、それが労働相談かどうかわからないけど困っているという人はいっぱいいるんです。よく駅前でチラシとか配りますよね。労働相談ありますよというように、労働局とも一緒にタイアップして。そういうのは、100万円とか50万円とかっていう金額でもできるはずなんです。これはやる気の問題だと思うんです。

ぜひ、リーフレットつくる、ポスターつくる、啓蒙啓発活動をしてもらって、せっかく労働相談所があるんですから、優秀な方がいらっしゃるんですから、もっと使えるようにしてもらいたい。どうでしょうか。

塩谷労政雇用課長 さらに広報につきましては、いろいろな形でやっていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

小越委員 ぜひ予算もつけてもらいたいです。

次に行きますけど、先ほどお話しした派遣の問題です。今、派遣労働が全国で大きな問題になっています。グッドウィルの話があったり、名ばかり管理職のこともあったりするんですけど、山梨県内には派遣会社は何社くらいあるんでしょうか。

塩谷労政雇用課長 労働者派遣法によりますと、労働者の派遣業務の許可・届け出は労働局の仕事でありますので、県の方では把握しておりません。

小越委員 把握していなかったら聞いたらどうですかと思うんですけど。把握していないと、労働相談がどんなところにあるのか、リーフレットをどこに配ったらいいかわかってこないんじゃないですか。どこにそういう問題が埋もれているのかというのを、こちら側はわからない。全国では1万社あるとも言われている

んです。やみの派遣はもっとあると言われてます。甲府市内の派遣会社だけでも150の事業所があると言われてるんです。派遣の実態を県がつかまないと。では、非正規から正規へのためにどんなことができるのか。全数調査は無理かもしれませんが、ポイントで抽出でもいいから調査をするべきだと思うんです。

例えば、先ほどありましたが、企業訪問をして派遣の実態をつかむということが大事だと思うんです。どんな仕事をさせられているのか。例えば、高教組の方にはこういう話があったそうです。学校推薦で有名な、とある名の通った会社に就職した。そのときは求人票には普通に書いてある。だけど、就職してみたら、有給休暇はない、残業は月70時間超える、1月に正社員だったんだけどパートになってくれと突然口頭で言われた。事実上の解雇通知ですよ。そんな突然言われても困るじゃないですか。それがだめだったら遠隔地に行くと配転をさせられた。こういう問題はいっぱいあるんです。

そういうのは、多分、ここにたんじゃわからないんです。現場の実態を把握するために、地行相に行く、チラシをまく、それから案内所を増やす。ここで労働相談をやっていると、県はこんなに労働者を応援しているんだと、そういう姿勢がないと、さっきの話みたいになってしまうと思うんです。ぜひそれは、つかんでもらいたいと思うんです。

そして、少なくとも、県の誘致企業、とりわけ産業集積補助金を億単位でもらっているところがありますよね。幾つかの企業では、たしか雇用が条件になっていると思いました。県内の常用雇用というところがあったと思うんですけれども、今まで産業集積補助金をもらっていらっしゃる会社で、派遣労働者がどのぐらいいらっしゃるのか報告をお願いしたいんですけれども。

中込産業立地推進課長 これまで、産業集積促進助成金は15社に対して助成してございます。今、小越委員が言った部分なんですけれども、この助成金は、製造業が山梨に来て、活力ある産業の集積の促進と、もう一つは雇用機会の拡大を図ることを一番の目的として助成金をお支払いしているわけでございます。この中身は、増加従業員に対しまして10人から49人は3億円、50人から99人は5億円というように、雇用者数で助成金の額を決めているわけでございますが、その増加従業員数の部分につきましては、常時雇用労働者という仕組みを使っております。この常時雇用労働者の定義は、企業から直接給与を支払われていること、さらに1年以上雇用を継続される見込みがあること、それから週所定労働時間が30時間以上であること、という3つを条件にしております。これを満たすものを常時雇用労働者としてカウントしてございます。そういう観点でカウントしてございますので、そこのところは調べてはおりません。

それから、先ほど企業訪問ということでございましたけれども、支払いした企業につきましては、すべて企業訪問する中で、この条件が引き続き守られているかということを確認し、追跡調査を行いながら、引き続き県内で継続して安定した企業活動ができるよう、我々も指導しているところでございます。

以上です。

小越委員

今、引き続き産業集積助成金をいただいているところに確認をしているというお話がありました。定期的に。たしか報告書がある。事業報告を出す。定期的に行っているのであれば、常用雇用が、例えばパートだった人が今度、何年か勤めると正規職員にいくように転換することができるということがありますよね。そういうことをされているのか。そして、正規職員がふえているのか、パートを増やしているのか、そういうのをちゃんとつかんでいるんでしょうか。

中込産業立地推進課長　　今、小越委員がおっしゃっているのは、パートタイム労働改正法の部分だと思えますけれども、定期的に、というのがそのようにとられたのなら、それは訂正させてください。まず、お支払いしたところには再度訪問するのですけれども、その時点で、先ほどから繰り返すようですが、高年齢継続者、これは65歳に達した日以降においてこれを定める、それから、短期雇用労働被保険者、それから日雇い労働被保険者、さらにこの3つを除いた方々を一般被保険者と言っています。この一般被保険者のうち、週所定労働時間30時間未満の者は除いた部分を産業集積助成金の対象の常時雇用労働者と言っているのですが、この部分が守られているかどうかを確認しております。

小越委員　　どうせ行くんだったら、ちゃんと県は、非正規から正規にしてほしいと言ってくるべきじゃありませんか。正規職員を増やしてもらいたい、県内の雇用を増やしてもらいたいと、できれば言ってきてもらいたいと思うんです。その助成金の要件に合っているかどうかじゃなくて、一歩進んで。来てもらったのは雇用を拡大してもらいたいということもありましたよね。だったら、雇用拡大するように企業はやっているのかどうか、そのためには県はどんなことができるのか、要望を聞いてくるとか。そういうことをしてもらいたいんです。正規雇用も常用雇用もつかめないということ自体が、つかもうとすることすらしない。企業立地は何のためにやっているかというのは、企業が来れば県の税収がふえる。確かにそうです。それと同時に、さっき、パイオニアがいなくなっちゃった後に県民生活が大変になると言っていたじゃありませんか。法人税がふえるということだけじゃなくて、雇用もふえて、そしてまた税金もふえる。そこに住む雇用を増やすという観点からも、企業立地をやってもらいたいと思うんです。

どうしてもそこところが手薄になって、県の税収のことだけになりますと、パートでも派遣でもいい、正規じゃなくてもいい、となってしまうんですけれども、例えば京都や兵庫県では、企業誘致するときの助成金の条件に、正規雇用というのを入れましたよね。大月でも今度それを入れると。市内から雇った場合10万円プラスすると言っていました。ぜひ県もそういうふうにやってもらわないと、企業は来てもらうだけけれども雇用が広がらない、地域経済が回らないというのだったら、これはやっぱり企業立地にもうちよっといかないと思うんです。ぜひそこは、非正規から正規に行くように、少なくとも助成金を出しているところには正規雇用をちゃんと増やすように、パートから正規職員になるように指導してもらいたいと思います。

(地方自治体の臨時職員等の賃金について)

小越委員　　次に行くんですけれども、先ほど、ジョブカフェの話もあったんですけれども、自治体の中の労働者のことです。私どもが調べたんですけれども、自治体労働者は大変なことになっています。市町村に行きますと、市町村の職員の3分の1とか、下手すれば半分近く、4割近くが、役場の職員というんだけど、本当は非正規やパートや嘱託の人が多いんです。とある市に行きますと、例えば保育士さん、児童館の方、学童保育、調理師さん、みんな役場の職員と思っているけど、実は非正規、嘱託、臨時なんです。時間給を見てもみますと、ある町は、一般事務の時給が738円ですよ。めちゃくちゃ低いと思いませんか。1,000円のところはないです。多いところで800円台です。

こういうことが、やっぱりワーキングプアを呼んでいるんだと思うんです。安定した仕事ができない。そして3年、5年になりますと更新できなくなりま

す。3年たったらやめてください、5年たったらやめてください。安定した仕事ができるでしょうか。みんなは役場の人だと思っている。だけど、本当は、こんな738円で仕事させられているんです。やはりこれは、官製のワーキングプアを生み出していると思うんです。ぜひこれは県として、各市町村に自治体労働者の非正規をなくすように、そして、さっき言いましたけれども、非正規から正規雇用につながるという法律がありましたよね。それ、ぜひ指導してもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

塩谷労政雇用課長 地方公務員は、先ほど申しました最低賃金法とか、パート労働法の適用除外になっています。今、言われました臨時職員も適用除外になっています。ただし、公務員の給料は情勢適用の法則、均衡の法則、条例主義により、妥当な水準を保つということになっておりますので、地方自治体はそれぞれ、その財政状況に応じて臨時職員、非常勤職員の採用を厳しい財政の中でやっているものと判断しております。

自治体において定数管理とか業務内容によって正規職員、臨時職員、及び非常勤職員の役割分担をする中で任用して仕事をしておりますので、その際には最低賃金法の趣旨を踏まえて、公務員のルール設定はまた違う単価設定にはなるとは思いますが、そういう事情にのっとったルール設定を行うように、当課では所管外ではありますが、所管部署に要望してまいりたいと思っております。

小越委員

労政雇用課は労働者を守る仕事をしていると思うんです。738円、800円、県でも時間当たり894円です。そんな高いとは思いません。今、800円とか900円というアルバイトは結構あると思うんです。市町村を見ますと、この一般事務の時給はそれよりも少ない、低いんです。

最低賃金を高卒初任給水準に引き上げよと政府が提案しております。68円上げなさいと。最低でも755円。今、とある市は755円より低いんです。やっぱり、まずは足元から、ここを上げていかないと、全体が上がっていかないとと思うんです。役所に勤めていると言いながらも、その3分の1、あるいは4割が実は非正規で、嘱託で、臨時で、その役場に勤めているとみんな思っているんですけど、3年たったら首、5年たったら首、更新できない。そんな不安定な身分で公務員の皆さんと同じように町のため、村のために、また県のために仕事ができるかと私は思うんです。ぜひそこは、県から指導してもらいたいと思います。

この最低賃金の引き上げについて、最後、どのようにお考えか、課長なり部長なり御答弁いただければと。私は、755円は最低ですけれども、少なくともやっぱり1,000円にするようにすべきだと思うんですけれども、お考えをお聞かせください。

塩谷労政雇用課長 最低賃金の決定につきましては、中央最低賃金審議会で決定した金額を目安に、山梨県最低賃金審議会で具体的な金額を審議しております。その審議に基づき、山梨県労働局長が金額を決めることになっております。最低賃金審議会には公益委員が5人、労働者委員が5人、使用者代表委員が5人、15名で構成されているものでございまして、現在の最低賃金は山梨県は昨年10月28日の決定で、665円となっております。これにつきましては、毎年、審議をさせていただいておりますので、その審議を重ねた結果、時間当たりの賃金を上げる結論に達したのが、今やっている665円だと思います。そういう審議の場の中で上げる必要があるということになれば、労働局長が決めた金額になると思っております。

小越委員 経過、決め方を聞いているんじゃないかと、この金額が妥当かどうか、どうお考えか、どうすべきか、それを聞いたんです。部長でも構いませんし、どなたかそのお考えを聞かせてください。

廣瀬商工労働部長 賃金につきましては、ときの経済情勢等が大きく反映してまいります。私どもの部署におきましては、そういった両方を抱えておりますので、変化の情勢からすると、山梨県の状況というのは、客観的に、周辺等を見ていきますと、確かに、現行、そうなるのかなと納得せざるを得ないような状況がございますけれども、そういったことが引き上がるような状況に向けて、議論が活発になるような産業の振興に取り組んでいきたいと考えています。

(県内の中小企業の状況等について)

森屋委員 今の話の中で出てきたことと同じなんですけど、関心があるのは、この間の本会議のところで、原油材料高について敏感に感じていただいて、それなりの部長も答弁いただいた。本当にありがたいと思います。

そこで、さっき小越さんの話にも出ただけけれども、私は、こういう今の時代で、今まで自分自身も総務委員会にいたり、その前のときなんか、知事選挙があったりして、例の1兆円話なんかで、どうしても県の財政という視点ばかりあったから、大手から上がってくる法人二税の動きというのにすごく目をとられていたんです。ところが、いざ今回、この農政商工観光委員会に入ってみて、いろいろ質問しなければならぬ中で調べていくと、実態の底辺のところは相当苦しいんです。市町村は、なかなか、零細や中小のところの実態を把握して、それをどういうふうに統計化してとか、支援していくかというところはできないと思う。やはり、県が、産業支援機構みたいなところとも連携して、県に積極的にやってもらいたいという思いを新たにしました。

そこで、さっきの小越さんの質問にあったただけけれども、それぞれの実態経済というのをいかに把握するかというのが大切だと思うんです。今、地域の中、産業立地ということで、相当、県内企業を歩いていただいて、リサーチしていただいているようだけれども、ふだん、中小零細なところの動向というのを、どういう形で、どのぐらいの人たちがリサーチするような体制を、県は持っているんですか。

清水工業振興課長 今、県内の中小企業の状況を調べる窓口と申しますか、それにつきましては、産業支援機構の職員がほぼ毎日のように中小企業を回っております。それからもう一つは、工業技術センターの研究員、これは出張相談というような形で技術的な相談に乗りながら、経営課題については産業支援機構につなげると。また、産業支援機構の職員は、技術的な課題については工業技術センターに伝えるというふうな形で状況を把握するように努めております。

森屋委員 ぜひ、より実態経済というのは敏感にとらえていただきたいと思います。私がこの間いただいた数字だけでも、例えば産業支援機構が行っている設備投資関連、あるいは保証協会なんかの保証残高も落ちていますね。相対的に、二極化が相当大きくなってきて、底辺部分の中小零細の皆さん方が、次の時代に向けて工場を大きくしていこうとか、そういう意欲というのがすごく低下しているということに、すごい危機感を感じました。

この間も、産業支援機構に行って、指導員の方とお話をじっくりしましたけれども、今までであったら、例えば、リースして、50万円とか60万円とか、

月に返していったところが、昔だったら、リースが終われば、じゃあ次の投資をするから新たなリースを続けましょう、というのが、今は、リースを返して終わりきったら、もうこれで終わりですというところが、実際に、本当に多い。この部分で、県全体が本当にしぼんでいくという危機感をすごく持たれていたんです。市町村にはできません、こういうことは。市町村にはそういう能力がありませんから。やはりここは、県が十分そのことを把握してやっていただきたいと思うんです。

また秋から臨時国会が始まると、私なんかは素人ですけども、自民党も党が新たな経済支援対策を考えるなんて言っているんですけども、こういう時代にどういう支援対策をしていくのかなと考えてしまいますけれども。ぜひ、これはもう日々、皆さん方が足で稼いで、それぞれの現場を歩いていただくしかないと思うんですけれども、改めてどうですか。その決意というか意欲を。

廣瀬商工労働部長 今、森屋委員のご指摘のありましたとおり、私どもも実態経済の把握につきましては、単に日銀等の統計だけでなく、あらゆる民間の金融機関も毎月出してくるし、それから、調査機関も出していますし、そういうものも含めて、それらの山梨県経済をとらえる目が、特に経営者の側から見た、いわゆる企業マインドが低下しているという認識は確かに持っております。それが重なる部分もございますけれども、また消費の面についても、月々変動はございますけれども、トレンド的には、少し低下傾向が強くなってきている。それから、設備投資はやはり先生がおっしゃっていましたように、強いものはあるんですけども、その伸び方が鈍ってきているという点については懸念を持っております。

そういう面で、これからも、そういう実態経済が元気になることについては、もう少しデータをとりながら、先ほどおっしゃった、今、経済対策融資とかも行ってありますけれども、そのこととあわせてどういうことが可能かということもまたあわせて考えていきたいと思っております。

森屋委員 本当に、皆さん方の働きぐあいが頼りだと思っております。危機感をぜひ持って。私のところの金融機関の支店長さんたちに話を聞いても、もう、すごい危機感持っていますよ。それから、この間、皆さんからいただいたデータで、去年の保証協会の金融機関の持ち分、あれもまだ半年ぐらいしかたっていないから、どれぐらい貸し渋りしているか、ある意味では貸さないのかというのは、まだ数字としてはわからないということだけでも、おそらくもうちょっと長いスパンの傾向というのは、減少ですよ。今のところ、減少。少し抑えぎみになっている。それが9月議会になったときに、どのぐらい出てくるか。これも楽しみと言ったら失礼だけれども、これも真剣に見ていかなければいけないと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

(中小企業高度化資金について)

森屋委員 もう一つ、さっきの高度化資金なんですけれども、私もこの委員会には3回ぐらい所属しているはずなんですけれども、今まで予算の中に高度化資金で何十億円というのが出てきてもあんまり目をとめていなくて。大変なことだと思っているんです。ただ、一方で、あの資金を使って有効に地域産業を興している、地域の新しい仕事を得ている人も必ずいるはずなんです。だから、マイナスの部分ばかりが何か誇張されて、プラスのマインドというのがそこに生まれてこないというのが、僕は逆に怖い。あれを活用してしっかりやっているんだ、むしろ皆さんとしてはそうしてほしいんだという思いでああいうものを続けているし、政府もきっとそういうのをつくっていると思うんです。

ところで、今年度はどのぐらいの予算を、高度化資金として新たに盛っているんですか。

岩波商業振興金融課長 今年度は、高度化資金として3億4,650万円です。これは、昨年度から繰越明許費という形で製造業1件ございます。

森屋委員 今ちょっと、丹澤さんに言ったのと違うんだけど、それはことしの3億幾らというのがあるんじゃないかと、今、総体としてのトータル金額というところかね。

岩波商業振興金融課長 高度化資金を含む中小企業近代化資金特別会計で、今年度は、予算総額でございますけれども、70億3,500万円を盛っております。そのうち高度化資金というのは、今申し上げました1件の金額を……。

森屋委員 通告もしてありませんので簡単で結構ですから、この高度化資金というのはどういう審査で決定されていくのか。簡単でいいですから教えてください。

岩波商業振興金融課長 まず、高度化資金につきましては、融資を求めたい団体、組合等でございます。協同組合とか協業組合をつくるというところから診断が始まっています。その事業が果たして成り立つのかどうかということで診断させていただきますけれども、その事業が成り立つということになりますと、今度は貸付ということの支援策に入っていくわけですが、その過程で予備審査等を行うわけですけれども、それは山梨県では県の中小企業高度化資金貸付規則、それから中小企業高度化資金貸付要領というマニュアルがありまして、それに沿って診断をさせていただきます。

今、申し上げましたように、その診断につきましては、県職員の中に中小企業診断士の資格を取っている者がおりますので、専門の職員が、または、今現在、外部に委託に出すという、第三者的な目ということで、そういう方にも見ていただいているのですけれども、そういう方に協業化と協同化の効果とか実現性について診断していただいています。さらに、平成14年度から、さまざまなことが起こって、当初の診断について強化する必要があるということで、税理士など外部の専門家にも参加していただいて貸付審査会というものを設けて、それを、診断士がする診断に加えて、最終的にはそこで実現可能性について御意見をいただいた上で決定する。そのような手続になっています以上です。

森屋委員 わかりました。またどこかで勉強させていただきたいと思いますが、最後に聞きますけれども、たしか、組合をつくるときに、昔、僕もちょっとかわったことがあるんですけれども、4社とか5社いないと組合ができないとありますよね。それからもう一つは、今おっしゃったような審査過程というのは、いろいろな過程が入っているようなんですけれども、どのぐらいの期間においてそういう審査をしているんですか。

岩波商業振興金融課長 協同組合、協業組合とも4社以上ということで、そもそも組合の設立がそういう要件になっております。それに縛られますので、それで4社と。

それから、審査ですけれども、一番直近の、今年度、繰越明許費で盛っているものについては、当初、17年度から始まっておりますので、実質的には2年半程度やっています。

以上です。

森屋委員

まあ、ともかく私は、きょうの午前中からの議論を通して一番感じたことは、きょうは批判的な批判というか、裏の部分、陰の部分ばかり指摘されましたけれど、必ずこれが効いて、新たなものを、産業あるいは会社なりを興してやっている方々もいると思うんですね。そして、それを生業として生きている方がたくさんいると思うんです。だから、そういう部分も見えていかなければならないということも思いますので、これから一生懸命、もうちょっと、お金の問題だなと思いましたので、有効にこういう支援がされるように勉強したいし、御指導いただきたいと思います。ありがとうございました。

丹澤委員

2点質問いたします。先ほどの高度化資金の話ですけれども、今回、繰越計算書で6月議会に報告されていますけれども、繰越計算書が、先ほど高度化資金が3億4,600万円ということでありました。午前中から不良債権のことばかり言っていて、皆さんが萎縮しては困る、まさに寝ていて転んだ人はいないわけですから、みんな寝ていちゃ困るというのはそうですけれども、ぜひ慎重にということで、午前中、話をしたわけでありましてけれども、3億6,000万円、去年の分が繰越でありましたよね。今年度はないんですか、高度化資金。

岩波商業振興金融課長 ありません。

丹澤委員

繰越になっているけれども、去年、貸し付ける予定でいたわけでしょう、これを。で、またきつとこれ、貸付先のことだから言えないとかあるんでしょうけれども、大体どういう職種のものに貸そうとしているんですか。

岩波商業振興金融課長 製菓業でございます。

(山梨県信用保証協会の融資について)

丹澤委員

予算には私たちもかかわって審議しますけれども、決定にはかかわれないわけなんです。皆さんが決定するわけですから。なかなか難しいことですが、慎重になり過ぎて一切金を貸さないということも困りますし、その辺はよく審査をしていただきまして、先々、破綻をしないように、慎重に、また積極的に審査をしていただきたい。

2つ目でありましてけれども、今、信用保証協会に融資の申し込みに行った場合に、行政手続法の中では処理期間が決まっています。信用保証協会の処理期間というのは何か内規があるんですか。

岩波商業振興金融課長 信用保証協会は、私どもの関連の外部団体でありますけれども、一般的に調査・審査事務処理要領といった、審査についてのマニュアルは定めておりますけれども、その中には標準的な事務処理についての定めは記載されておられません。通常、今までで言いますと、ここは段階的に最初、予備審査をして、保証基準に適合するかどうかをざっと調べた上で、それで通れば本審査という形に行くわけなんです。事前審査についてはおおむね10日前後、それから本審査についてはおおむね3日前後ということを目安にしていると聞いています。

丹澤委員

実は、県が保証してくれるわけですから、大体銀行からも、かなり悪いところでも貸してもらえるとということで、まさに最後の頼みの綱なんです。私たち

や公務員は、きょうがあしたになっても大して影響がない。しかし、金を貸してもらいたい人は、きょうがあしたになつては困る。きょうのうちに処理してもらいたいという気持ちで行くわけなんですけれども、審査が延びたり、あるいは貸付の手続が、書類が足りないと言われて、ともかくこの期日までになかったら、首つらなきゃならないなんていうせっぱ詰まった人もいるわけですから、その辺をできるだけ短縮した方法で貸付決定ができるように、あるいは保証決定ができるように、ぜひ内規で決めるなり、あるいは事務処理上、短縮するようなマニュアルを明確にするように指導していただきたいと思っておりますけれども。

岩波商業振興金融課長　　ただいまのことにつきましては、信用保証協会でも、地域の商工会や金融機関と連携した提携保証ということをやり始めておまして、それは、利用者にどういうメリットを出すかといいますと、商工会等の経営指導を受け、推薦を受けた場合には、これは6月16日からやり始めた提携保証、スイフト500という名称がついているわけなんですけど、これについては、商工会等の経営指導を受けた場合、標準で保証審査を3日以内で行うという商品としてやっております。そういう意味では、審査期間を短縮するという意識は今でも持っていますし、今、委員御指摘のように、我々も指導機関ですので、指導していく際には、そういう事務処理期間を、精度を落とさないように、というお話はさせていただきたいと思っております。

丹澤委員　　書類が提出されてからのものはちゃんと受付がありますからいいですけども、事前審査と称するところはともかく短くできるようにぜひお願いします。

主な質疑等 農政部関係

第74号 山梨県薬事法関係手数料条例中改正の件

質疑

小越委員 これは、人の場合に薬剤師しか売れなかったものが、今度、薬剤師の免許のない方もこの試験を受けていただいて売れるという、それと同じ版の動物ということによいですか。

渡辺畜産課長 そうでございます。

小越委員 ということは、その登録販売試験を受けた1人の方が、人の薬も売れるし、それから動物の薬も一緒に売れるということですか。

渡辺畜産課長 人体用、動物用の一般販売薬の試験を受けた者が人体用の医薬品を、動物用の試験を実施して、これに合格した者が動物用医薬品の販売ができるということになります。

小越委員 だから、お店なり販売証を持った方が、今まで薬剤師が売っていたものも、そこで人のものも売れるし、動物のものも売れるということではないんですかね。

渡辺畜産課長 薬剤師については、すべての医薬品等が売れます。ここで言うのは、指定薬品以外の、指定された動物用医薬品について登録販売者が売れることになります。

小越委員 多分、取扱が簡易な医薬品だとは思いますが、副作用の問題や、ほかの薬との間違い、本当は獣医師さんが処方して動物用のところには、いろいろな副作用もありますし、その後、めぐりめぐって、人の口に入るものの動物のことも、畜産のこともあるかと思えます。本来は獣医師さんがやるべきことですし、安全の問題、動物の安全の問題もそうですし、人間のことも含めまして、これを安易に広げるべきではないと思ひまして、私はこの点について反対します。

討論 なし

採決 起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(フラワーセンターの指定管理者への指導について)

丹澤委員 フLOWERセンター、例のハイジの村のコスプレ大会の中止についてでありますけれども、僕がニュースを見ていなかったら、わざわざニュースを録画してくれた人がいまして、「スーパーニュース」とか「スッキリ!!」とかでこんなに山梨の宣伝してくれているということで見せてもらいました。これだけ全国ニュースになったものを、議会で取り上げないというのはいかがなものかと

思いましてお尋ねしたいわけでございますけれども。新聞だとかテレビで見ますと、苦情電話1本で中止と書いてありますけれども、この経過について御説明いただきたいと思います。

赤池花き農水産課長 今、先生がおっしゃいましたように、新聞あるいはテレビ等で放映されたところでございます。中止になった経緯でございますけれども、平成19年度に仮装大会という名目で計画しておりまして、19年度は6回実施したところでございますが、その中で県民から直接電話がまいりました。内容は、コスプレ大会は公共施設で行うイベントとしてはふさわしくないため、よく検討すべきだという苦情でございます。それで、20年度につきましては、前年度に翌年度の事業計画をつくるということになっておりまして、そういう際に株式会社ハイジの村にコスプレ大会の実施について相談をしたところでございます。フラワーセンターの本来の設置目的は、県民に花と触れ合う機会と自然に親しむ場を提供するというようなことでございます。これらから、ハイジの村の方で検討していただいたわけですが、結局、ハイジの村の方としては、20年度はコスプレ大会を実施しないということに決めたわけですが、ハイジの村が決めたという経過でございます。

丹澤委員 そうすると、電話は1本あった。その電話をもとに、当然、中で論議をして、県としてはふさわしくないという判断をしたわけですね。

赤池花き農水産課長 電話が1本あったということは間違いがございませんが、電話が1本であろうと何本であろうと、我々とすれば、そういう電話があった、あるいはもともとの設置目的があるものですから、そういったことから検討していただいたということになります。

丹澤委員 そうすると、電話がなければ検討しなかったんですか。電話があったから検討したんですか。それとも、電話がなくても、これはふさわしいと、前々から考えていたんですか。

赤池花き農水産課長 電話があったからだけではなくて、6回やったと先ほど申し上げましたが、だんだんコスプレのやり方も変化してまいりまして、ですから、我々が現場へ行って見たり、そうしたことをしたりして、そういう1回電話があっただけでという理由ではなくて、それまで現場を見たりしたことを踏まえて、適切かどうかということをお相談申し上げました。

丹澤委員 新聞や全国ニュースを見ますと、電話がともかくきっかけだと。電話がきっかけで県が判断をしたと言っている。新聞にも確かにそう書いてありますよね、「1本の電話で中止」と。それは、ちゃんと新聞記者にそういう説明をしなかったんですか。前々から、電話がなくてもこのコスプレ大会というのは好ましくない。後でまた、どこが好ましくなかったのか聞きますけれども、まず第1の端緒が1本の電話から始まったということ、皆さんの意思ではなくて、ほかの要素によってこれが始まったことかどうかということを知っているんです。

赤池花き農水産課長 新聞の表現の仕方が、我々は十分説明したはずなんですけど、新聞の書き方がセンセーショナルといいますか、そのような書き方をされたということで、その点は我々の説明不足かなと思います。

丹澤委員　　つまり、電話が来たからやりましたというのは、他人、人のせいですよ。電話が来たからこのコスプレ大会をやめたらどうですかと相手に持ちかけた。判断したのは向こうだと。ただ声を伝えただけだということなのか、県として、もうこれは好ましくないという判断のもとに、電話があってもなくても、これは好ましくないと判断して電話をしたのか、どちらなんですか。

赤池花き農水産課長　　我々としては、何回かやる中で、先ほど言いました、現場に行ってよく確認をしたところですよ。そうしたところ、コスプレに参加している方々が、300人ぐらい、バス五、六台で東京から来るんですけども、その方々が、こちらで、ハイジの村で着がえて、おのおの自分の好みの格好をして、例えば花壇に入るとか、あるいは、特定の場所に集まったり、あるいは屋根に登るとか、あるいは兵隊の格好をしている方々は模造の銃を持ったり、あるいは怪獣と戦うというような場合はおのなどを持っているというような扮装、格好をしている方が見られまして、こういったことは一般利用者の方々の妨げになるというようなことも、我々は確認したところであります。

丹澤委員　　花壇へ入ったのは、県が行って見たら入っていたと。あるいは屋根に登っていたから、これは危ないと、県が言う。指定管理者ではなくてですよ。指定管理者にそれは任せていることじゃないんですか。県が行って、花壇に入っていたからとんでもないと、こんなことはやめさせると。いろいろ後の質問と重複してしまいますけれども、そうすると、指定管理者の裁量権というのはどこまであるんですか。

赤池花き農水産課長　　裁量権といいますが、我々はそういう状況を見たわけですよ。それから、先ほど申し上げました、県民に花と触れ合う場の提供というようなこともありますので、ハイジの村にも相談したわけですけども、今の裁量権のところにつきましては、我々とすれば、公の施設を民間に委託して、その民間のノウハウを活用しながら、効率的なサービスをするということが趣旨でありますので、非常に重要だと思っております。そういった中で、どこまで裁量権を認めるかということでございますけれども、もともとハイジの村が提案した事業計画があるわけです。そういう事業計画の範囲で、例えばプライダルショーとか、イルミネーションをやったりとか、そういうことをやっておりますけれども、こういったものは集客事業というようなことですので、こういうものは我々としては提案を採用したということとして、その中では事業を認めているというようなことになります。

丹澤委員　　そうすると、当初、3年前に、一番最初に計画を出したものの以外は認めないということですか。

赤池花き農水産課長　　事業計画を出して、こういう格好でハイジの村では運営していきたいという、基本的なところがございます。その中であれば、いろいろな工夫をして事業あるいはイベント等を開催すると思っておりますけれども、いろいろな多岐にわたるイベントがありますものですから、そういった場合、一般利用者の妨げとなるようなことがあれば、不適切な事例が出てくれば、これは個別に相談をして、どうするかというようなことも検討しながら相談していきたいと思っております。

裁量権を今後与えるかということだと思えますよ。そうしませんと、指定管理者は、指定は受けたけれども、あれやろう、これやろうと思ったら、県が一つ一つ口を出してきて、それはだめ、あれはだめと言うんじゃ、指定管理者制度そのものの意義が疑われてしまうという気がするんです。

ことしの募集要項を見せてもらいました。これを見ると、1平米に花をどれぐらい、何株、1平米に花の苗だったら20株以上植えろ、球根だったら25株植えろと。ある一定の場所ですけれども、そういう細かな指定がしてあるわけです。民間の人たちは、自分である一定のグラウンドの中にデザインをして、株数を少なくして、なおかつ多く見える、にぎやかに見える、華やかに見えるというものをしたいと言っているわけですが、こういうふうに事細かに指示をしてしまつては、民間のアイデアというのはそこまでじゃないかと。だから、もっとおおらかな枠組みにしてやった方がいいと思えます。こういうものを事細かに、きちきちやるというのは、農政部以外にもそういうところがあるわけですが、こういうことはいかがかと思えますが、どうでしょうか。

赤池花き農水産課長 フラワーセンターには18年から指定管理者を導入して、2年たちます。今度、新たにまた5年という期間で指定管理を募集するわけですが、これまでの実績とか、あるいはモニタリング、要するに予定どおりのものができているかどうかというようなものを踏まえて、今度は新たに指定管理を行う業務について、これはほかの施設もみんなそうですけれども、経過を踏まえて、全庁的に見直しをするということになっております。

フラワーセンターの場合、モニタリングの結果では、入場して一番メーンのパノラマ花壇のところ、一番メーンのところにあるわけですが、そういったところが、アンケートとかそういったモニタリングの結果を見ますと、これは入ってくるお客さんの意見を聞いたりというようなアンケート調査といったことでやるわけですが、その中で、前と比べて少なくなっていて、花の種類や量を増やしてほしいというような要望も、これは数字で言いますと609人のうち39人と、六、七%ですが、そういった要望もありまして、ですから、最低限、フラワーセンターの機能というものを守っていただきたいという意味で、我々は、前回のときより一部、面積を、基準をきちっと出させていただいたということで、今、先生がおっしゃる平米当たり、パノラマ花壇、メーンのところだけですけれども、そこはきちっと規定の量を植えていただきたいというようなことで、一部、若干追加をさせていただいております。

丹澤委員 これで最後にします。部長さん、この要項を見ますと、ともかく事細かなんですよ。温室の中じゃものを売っちゃいかんとか、さっきも言ったように、1平米20株植えろとか、そういうふうなことを事細かにするのは、これは県がやるのと同じで、指定管理者の自由裁量、アイデア、そういうものは生かさないのではないかと思えます。もう少し指定管理者のノウハウを生かしたり、自由裁量ができるような方法を工夫していただきたいと思えますけれども、ぜひお願いします。いかがですか。

遠藤農政部長 ハイジの村でございますが、指定管理者制度は平成18年度から始まりまして、農政部といたしましては、非常に成果が上がっていると考えています。入り込み者数もかなりふえておりまして、収支も19年度は黒字になったということで、公の施設である県立フラワーセンターの、花に親しむという目的を達

する範囲内で、その指定管理者の、まさに民間の自由な発想で集客を進めるといふ目的は達成されているのではないかと考えております。

ただ、今回、指定管理者の更新に当たりまして、モニタリング結果によりまして、やはりフラワーセンター時代よりは花が少なくなったという結果もありましたので、今回、新しい指定管理者の募集要項の中では、従来の基準に加えまして、従来も県産花きを50%以上使ってくれという基準もあったのですが、それに加えまして、ある程度、フラワーセンター、ハイジの村を訪れた人が「あっ、花が多いな」というふうな感じで思っただけのような基準というのを入れさせていただいております。ただ、この基準によりまして、民間の自由な集客のイベント等、それが阻害されることはないと考えておりますので、あくまでも今回の指定管理者の募集要項につきましては、3年間のモニタリングの結果を踏まえた、公の施設をより有効に活用していくための基準として設けさせていただいたと御理解いただければと思います。

内田委員

私も、部長に、設置目的についての考え方をちょっと聞きたいんですけども、前に清里の県営のゴルフ場、あるいは温泉施設をつくったときの目的みたいなものがあって、調べてもらうとわかりますけれども、子供からお年寄りまですべての県民に自然の中で親しむことのできるような施設ということをつくったんですね。だけど、よく考えてみると、メインがゴルフ場でしょう。ゴルフをやる人の統計をとってもらえばわかるけど、子供からお年寄りまではやらないです。そういう中でつくったわけだね。だから、設置目的というのは、私は、つくるときの目的は確かにそうだけど、それに付随した部分も認めていくということをしないと、せっかく山梨に来てくれるようなお客さんたちのそういうものも阻害してしまうんじゃないかと。

今の考え方でいくと、例えば、あそこでロックのコンサートをやりたいとか、そういうのもみんなだめになる。あるいは、ロケーションをやりたいと。映画のロケ。それもだめ。そういうことになるよね。ロケやったりする場合なんかは屋根に登るところじゃないと思うんです。そういうことまで多分やると思う。さっき、鉄砲の話だとか、いろいろ出てきた。映画のロケで使うのは、もっと本物に近いのも多分使うと思うし、そういうことを考えると、何か考え方が非常におかしいと、私は思うんだけど、部長はその辺についてどう。設置目的って、そんなに厳密に考えることは、私はないと思うんだけど。

遠藤農政部長

確かに指定管理者制度の趣旨にかんがみますと、とにかく集客して、経営を改善するという大きな目的の一つですので、設置目的をかなりがちがちに考えまして、これはだめ、あれはだめというのは、指定管理に出す趣旨をなくすということもあると思います。それで、今回、ハイジの村ですけれども、基本的には19年度、仮装大会ということで、最初の事業計画の協議の際にはそれで認めております。それで、実際に年間6回やっていただきまして、それで20年度の協議の際に、そのほかのいろいろなプライダルフエアとかイルミネーションとか花火とかもあるんですけども、そういうことは当然、引き続きやっていただいて、そういう中でコスプレ大会、実は、好きな人はいいんですけども、そうじゃない人を見ると、結構、何と申しますか、ぎょっとするようなところがあります。それでハイジの村の場合は、やはりお金を払って花を見たいと入ってくる方がいるわけですので、そういう人が、いきなりコスプレを見てぎょっとする。そういうこともありますので、やはりこのコスプレについてはふさわしくないんじゃないかということで、よくハイジの村、指定管理者とも相談して、20年度は自粛していただくというふうにしたところで

ざいます。

したがって、県として、何かあったら、あれはだめ、これはだめというのではなくて、やはり基本的にはハイジの村の集客の考え方を尊重しまして、実際やっていただいて、何か不都合があった場合にはしっかり相談して、では、次年度から直していくということで対応しておりますので、先ほどお話がありました、例えば、映画のロケーションとかであれば、ちょうど入る際に、「今、映画のロケーションをやっていますから少し不便ですがよろしく願います」と言えば、入る人もそれほど迷惑に思われなと思いますし、そういうふうにケース・バイ・ケースでやっていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

内田委員

何で、最初が仮装大会を6回くらいやって、で、コスプレ、正式にはコスチュームプレイっていうんですか、多分、今の農政部長のイメージの中には、看護師の格好をしたり、スチュワーデスの格好をしたりというのがあるから嫌らしいと多分思っているんじゃないかと思うけれども、ハイジというのは「アルプスの少女ハイジ」なんで、そういう、おもちゃの家だとか、そういうイメージの中で多分始めたことだと思うんですよ。そうだよな。

遠藤農政部長

はい。

内田委員

そうすると、私は何か、非常にマッチングしていいなと思うんだけど、そういう中で多分できてきたものだと思うんだけど。だから、県とすれば、そういうのを指導していい方向に持っていけばいいのに。例えば、屋根に登ったら、屋根に登らないようにしようということをするれば、それだけで済むんじゃないの。屋根登ったからだめ、本物の拳銃みたいなものを持ってきたからだめというのは、警察がやるようなことであって、県がやることじゃない。それだけ。指導の仕方の問題だな。

遠藤農政部長

今回、ハイジの村が指定管理を受けるに当たりましては、最初に提出された事業計画の中で、ハイジの村、いわゆる以前、アニメでかなり人気のありました「アルプスの少女ハイジ」をコンセプトにして集客するというを前提に指定管理を受けております。そういう中で、ハイジの、マネキンとか人形とか、そういう絵とかを置いて集客しているところでございますが、ただ、私もコスプレ大会、実際にハイジの村の写真を見たのですけれども、そういう小さい子からかなり年配の方まで親しめるようなアニメのキャラクターの扮装はしていないということで、先ほど課長が言いましたように、いわゆるロールプレイングの、敵をやっつけるようなキャラクターばかりなものですから、大きなおのを持ったり、銃を持ったり、確かに本物じゃないんですけども、やはり少し見る人によってはぎょっとするという話もありますし、それで実際にそのような苦情もあったものですから、この機会によくハイジの村と御相談して、20年度からは自粛していただいたということでございますので、決していたらずらに、ハイジの村の裁量を阻害したということでないと考えております。

(穀物の増産について)

竹越委員

農業生産の話をしてしましよう。大沢議員が一般質問で話をされましたが、麦とか大豆などの穀物の増産についてであります。

もともと日本の食糧自給率は低いものですから、その自給率を何とか高めたいという意見は前々から述べてきました。また、今、輸入の小麦。小麦の価格

が大分上がってしまっていて、関連していろいろな製品が高騰してきております。そんなのがあると、自然に小麦の生産が国内で伸びるのかと思っていたけれども、そう簡単にはならないわけであって、何とか国内の小麦と大豆などの増産ができるような政策を期待しております。

で、大沢議員もそういう趣旨で述べたと思うのでありますけれども、なかなか具体的に、小麦とか大豆を農家の人が喜んでつくるといのはそう簡単ではないように思っているわけです。御答弁もちょっと見ていると、今までやっていることを継続して、政策としてやっていくのだと受けとめられるのですが、より具体的に生産に結びつくような施策を県としてどのように進めていくのか。あるいは、具体的にこれからどのようなことを考えているのか、改めて伺いたいと思います。

赤池花き農水産課長 国の施策で今、米の生産調整をしております。生産調整で米をつくる、つくらないと調整するわけですがけれども、つくらないだけでなく、今おっしゃいましたように、食糧自給率も39%というのは非常に低いわけございまして、ですから、米の生産調整をするのと同時に、小麦とか大豆はほとんど輸入ですけれども、そういったものをつくっていただくことによって自給率も上がってくるということで進めているわけございまして。国の新しい米の対策ということで、そういう施策をやっているところでございまして。県としては、そういう国の施策にも乗りながら、山梨県の水田農業をどのようにしていったらいいかということで、国の対策に乗って県も支援していくという意味で、補助金とか、あるいは担い手を育成するというようなことも、県としてはやっております。

竹越委員 どうしても、水田農業の裏の話として、麦、大豆などが、あるいはそばもそうなんでしょうけれども、出てくるような感じがしてしまっていて、せっかく外国からの輸入食糧価格が、小麦の価格が大分上がっている。あるいは安全性についても、だんだん消費者も敏感になっている。何とかもう少し前向きに小麦とか大豆、そのほかにもあるのかもしれないかもしれません。加えれば、畜産などの飼料についても含めるのかもしれないけれども、そういうものを具体的に増産に結びつくような、施策として構築できないものかと期待をしているわけです。

確かに、今の政策の中では、水田再編の裏で、調整を、米をつくらなくて、麦をつくる。だから、奨励金というのでしょうか、交付金なのかな、水田農業の再編の対策として出している。あるいは、中山間地域でもそのような仕組みで部分的に出す面もあるのかもしれない。だから、目に見えにくいんですね。食糧の増産というんでしょうか。少なくとも小麦とか大豆の、増産に結びつくような施策は、裏に隠れているから大変見えにくい。いろいろな説明してくれないと見えにくいようなものですから、何とか政策として構築できないものかというのが僕の気持ちなんですけど、そういう点についてどうなんでしょう。

赤池花き農水産課長 見えにくいというお話でございますけれども、これは従来のように何をつくれば幾らというような、国の段階から決まってきた制度ではございませんでして、今は例えば産地づくり交付金というのが国から来ます。それを、地域ごとに水田協議会という、農協の方とか農済の方から、いろいろな農業委員会が入ったりして、地域に協議会をつくっております。その協議会で、国からの交付金を何に使うかというのは、その地域の皆さんが決めるということになっております。例えば、その地域で大豆なり小麦を重点的につくっていきこうという場合には、それに金額を多く払うような仕組みになりますし、あるいはそ

ばを振興していこうというようなところは、そばについてお金を出していくようなことになりまして、地域ごとの特徴がありますので、一律に見えないわけなんです。ですけど、一番、地域の皆さんの喜ぶやり方でやっているというようなことが今のやり方になっておりまして、ですから、今までのように一律幾らということよりも、むしろ地域の意見の総意の中で決めているということであれば、一番地域にとっては喜ばしいやり方かなと思っています。

竹越委員

それも、くどいようですけれども、結局は、今では水田農業構造改善対策というのかな、昔でいいますと、米の生産調整なんですけど、その一環というか、その中身として、米をつくらない。いつか米をつくるときに田んぼが維持できるようにほかのものをつくる。つくるときに、ある程度交付金をしないと、麦だって大豆だって、とてもじゃないけど採算が合わないから、それこそつくってもらっているという格好で、いずれにしても水田を維持するという、その裏として出てくるというような感じが僕はしている。実際そうだと思う。似たような政策がほかにもきつとあるのかもしれない。それで、やり方とすれば、こういうやり方しかないのかもしれないけれども、より前向きに、遠回しに水田農業の話からじゃなくて、幾つかメニューがあってもいいから、今こういう時代ですから、麦とか大豆などについても生産を奨励できるような、もともとつくるのは水田につくるんでしょうけれども、何とかそれを正面に出して推進できるような、そういう組み立てが、県だけに求めては無理なのかもしれないけれども、できればそういう芽出しを県でも考えるということはどうなのかな。無理なんですか。

赤池花き農水産課長

今の生産調整のやり方は、先ほど申し上げました、米をつくらないだけでなく、さらに自給率も上げるというような意味で、大豆なり、あるいは小麦なり、あるいは地域に適したものをつくる、これは転作だけじゃなくて、食糧自給率も上げるという、一石二鳥ではないかと思っているわけでございます。我々も両輪でいっておりますので。それに、県としては、例えば県単独事業で大豆とか小麦の機械を、それはまた専用の機械が必要ですので、そういう助成措置も用意してございます。そういったものも、先ほどは国の施策、あるいは県も一体となってそういうのを進めていくということ、今やっているところでございます。

(耕作放棄地の再生活用方針について)

小越委員

大きく4点ほど。

まず最初に、私は、4つの農務事務所に行かせていただきまして、酪農試験場やほかのところも行ったんですけれども、普及の方が縮小されて大変だということを農家の方がたくさんおっしゃってありました。普及をやっている方は、現場の皆さんの話を聞いて、頑張っているなと思いました。農家の皆さんのことをよく聞いておりますし、個別名で、あの家、あの家とわかるんです。どうやったらこの地域の農業活性化ができるかということについて、農務事務所の皆さんは非常によく頑張っていたと、私は思いましたので、ぜひ普及の方をもっと増やしてもらいたいということを含めて、まず質問をする前に言っておきたいと思えます。

まず最初に、耕作放棄地の再生活用指針についてです。県が活用指針を出されましたけれども、農業センサスでいきますと、山梨県の耕作放棄率は14.7%。約3,252ヘクタールと聞いておるんですけれども、一番多いところが上野原の48%、それから身延の39.3%、それから大月の43.5%と、

たくさんあるんです。今度のこの耕作放棄地の再生活用指針の調査は、国の指針に基づいてつくられていると思うんですけれども、例えば、北杜市や南アルプス市、笛吹市といった農業地帯のところだと、農地を全部調査しなければならないですね。それで、それを3分類すると。北杜市は、経営耕地面積3,362ヘクタール、笛吹が2,991ヘクタール、南アルプスが2,267ヘクタールと、膨大な農地だと思っているんです。全部現地調査をして、一筆ごとにここがどうなると調査するということなんですけれども、傾斜地も、道もないようなところもあると思うんです。集計はこの秋と、もう決まっているらしいんですけれども、各市町村の状況はどのように進んでいるのでしょうか。

横田農村振興課長 今回の耕作放棄地の実態調査ですが、指針が出ましたので実態調査を今年度やるわけです。それが、北杜市だとか笛吹市、膨大な数に及ぶということなんですけれども、放棄地の面積を一筆ごとに調査するわけでありまして、全体が3,300ヘクタールぐらいあります。ですから、農地をすべて一筆ごとに行うわけではないので、そんなに山梨県くまなくという話ではございません。

それから、市町村によってかなり高低がありますけれども、昨年度から、実態調査の前年度の試してみたいなことをやっております、おおむね団地ごとの把握はしておりますので、それを細かく精査していただくということになります。市町村の方々には、大変な作業になるかと思いますが、農業委員会等と一緒に推進していただければと思っております。

小越委員 耕作放棄地だけとは言いますけれども、全部やらないとわからないわけですよ。耕作放棄地になっているかどうか分からない。甲府市に行って聞いてきたんですけれども、甲府市は耕作放棄地116ヘクタールとなっているんですけれども、これは自主申告なので、行ってみたらもっとあると。甲府の場合、116だと思ったら118ぐらいあると。9.1%が10.幾つになるだろうと。もうかなり昔の自主申告なので、耕作放棄地の面積3,252ヘクタールだけど、全県でいくともっと多くなるんじゃないですか。農業センサスと実態とのずれがかなりあると思うんですけれども。それで市町村の方、大変苦労されると思うんです。

今、課長、かなり簡単にいくようなことをおっしゃっていましたがけれども、7、8、9月の、この夏の暑い時期にチェックするんですよ。現地に行って3分類しなければならない、たしか。大きい市町村ではいいですけれども、面積は広いけど職員は少ないといった市町村はかなり大変だと思うんです。一応、ここには県が支援をすると書いてあるんですけれども、県はそういうことについて、農務事務所の方も大変ですけれども、例えば人の派遣とか、どなたかに委託、民間委託するわけにいかないですよ。個人情報入りますから。県としてはこの調査についての支援を何か考えていないんですか。

横田農村振興課長 自主申告ということで面積が把握されているということはたしかであります。センサスは5年ごとに調査されますけれども、5年ごとでしか耕作放棄地の面積はわかりません。それは、さっき先生がおっしゃった、農家の自主申告によって、それをトレンドで考えておりますので、実態としてどこにどれだけのものが把握されていないのが実情であります。そのために、いつかやらなければならないという観点から、国では食糧増産もあることだと思いますので、そういう調査をしようということになっております。それで県でも開始したということです。

それから、調査にかかわる県の立場ということなんですけれども、昨年未から

県は何回も市町村の方々に、この調査の意義、内容等を、会議を開いて説明しております。なおかつ、各事務所においても担当者会議を開いて説明をして御協力願っているところです。調査の具体的な費用ですけれども、国補事業にこれに関連するものがありますので、二、三の町村はそれに手を挙げて申請しているところでもあります。

小越委員

この、国の要綱によりますと、実施するのは市町村農業委員会だと。その他の機関の役割は、国、県が全体調査に参加と書いてあるんですよね。すごく大変なことだと思うんです。耕作放棄地はセンサスよりもたくさんあると課長は言いましたけれども、それがどこにあるかもわからない。それを現地に行って確認してこいというんです。今、市町村は職員を減らされています。この仕事以外に、農業の仕事、農村の振興をしている役所もありますけれども、全然違う部署の一係として農業を担当している役場もかなりあります。現地に行かなければならないということで、これはかなり人手がかかる仕事なんですよ。そして、今、お金が出ると言いましたけれども、確かに国の補助金が出るものもあります。でも、出るといっても10分の10出るには幾つか要件があって、担い手育成総合支援協議会をつくっていないと10分の10出ない。つくっていない市町村が多いんですよ。つくっているところは二、三ですよ。ほかのところは2分の1しか出ない。といっても、10万円、20万円ですよ。二、三百万円も来るような事業じゃないですよ。だから大変なんです。でもこれをしないと次のステップが踏めないから現地調査に行かなければならない。

私は、説明するだけじゃなくて、こんなに苦労するのを、ぜひ職員の方に、1回行っていただきたいと思うんです。北杜市のあの山の上の方のところはどうなっているのか。猿の被害でいっぱいになっています。そこをずっと現地調査しなければなりません。一筆一筆を確認してくる。県として支援というのは、会議を開くということじゃないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

横田農村振興課長

確かに手取り足取りやらなければならないような場面も出てくると思います。先ほど先生がおっしゃいました、道のないところだとか、山で、急で、どうにもならないところはどうするのだという話ですけれども、その場合には、現地の、地元の方々の話を聞きまして、地籍図などでくくっていただければいいということになっております。

小越委員

商工のときもそうだったんですけれども、県の職員の方はぜひ現場を見て、把握して、実感してもらいたいと思うんです。ある市の方が言っていましたけれども、人員も減らされ、予算も減らされ、国や県は方針だけ出してあとは市町村任せじゃないかと。大変な仕事をしていただく。やはり、会議を開くだけじゃなくて、人の支援ということもぜひ考えてもらいたいと思います。

それで、耕作放棄地を全部チェックした後、3分類しますよね。3分類して山林に戻す以外、農地として保全するためにどうするか。山林以外のところは2つに区分するんですけれども、そのうちの1つは営農を再開してもらおう。でも、耕作放棄地になったんだから、農業ができないから、営農再開を促してもかなり無理があると思うんです。それだったら、次は、だれかに貸して耕作してもらおう。農業生産法人ですとか集団ですとか。借り手がどのぐらいいるか、なんです。認定農業者とか農業生産法人とか集団営農とかは、たくさんいるかもしれませんけれども、この3,252ヘクタールの耕作放棄地のうち、山林がかなりあるかと思っておりますけれども、そうはいつでも営農を再開してもらおうため、借りると、認定農業者なのか生産法人なのか、借りる力がある、どのぐら

いこのうち「借りてもいいよ」という方が、どのぐらいのヘクタールあると思いますか。

横田農村振興課長 3,500ヘクタールというのは、あくまでも農業センサスの結果でありまして、先ほども説明しましたが、農家の意向のトレンドでやっておりますので、実態とかけ離れた数字、どうなるかわかりませんが、そのような数字が出ていると思います。先生の今の御質問の、引き受けてくれる方々がどのぐらいいるか知っているかという話ですけれども、一番いいのは、御本人といいですか、所有者が耕作放棄地を解消していただければ一番いいわけですけれども、その次には担い手や法人の方々に、農地の集積も含めて解消を図っていただく。あるいは集落営農的な考え方で中山間の直接支払いなどを利用して保全管理をしていくというようなことが考えられると思います。人数としてどのぐらい把握しているんだという御質問には、ちょっと済みません、手持ちで資料を持っておりませんので、答えられません。

小越委員 今、頑張ってるっていらっしゃる農業の方もたくさんいるんですけども、もう、借りたくても借りられない、いっぱいいっぱい、という方が多いと思うんです。

甲府市はアンケートをとったそうなんです。アンケートを回収した1,675戸のうち、規模を拡大したいと思っている方が何戸あったと思いますか。私も聞いてびっくりしたんですけども、1,675戸のうち、規模を拡大したいと思っている方は35戸ですよ。2%しかいないんです。逆に、規模を縮小したい、また、もう農地を売りたい、やめたいという人は40%もいたそうです。だれかに貸したいという人はいっぱいいるんです。でも、もうこれ以上無理、大変と、もうこうなっていると思うんです。

3つ目。企業参入はどうかというんですけど、企業参入のケースはどのぐらいあると想定されていますか。

横田農村振興課長 先ほどと同じで、企業参入がどのぐらいあるかというものは、想像でものを言うことはできませんので、何ともお答えしかねます。アンケートとかそういう調査はやっておりませんので、わからないのが現状です。

(農家の支援策について)

小越委員 知事は、大規模化すればいいというお話を本会議で言っていましたけれども、耕作放棄地の活用をどうするか。なかなか大規模化にならないと思うんですよ。企業が入るとしても、平らなところだったらいいかもしれませんが、飛び飛びになっている、耕作放棄地、傾斜地が多いですから、なかなかそこに参入してくるというのは大変だと思うんです。畜産農家の皆さんがやるとか、市民農園とか、それもほとんど需要が頭打ちで、そんなにたくさん、何百ヘクタールも市民農園にならないと思うんです。そうすると、耕作放棄地をどうするかというのは、耕作放棄地を抱えている小さい農家の皆さん、中小の農家の皆さんを応援する施策を考えないと。すべて山林にしてもらっては困ると国は言っていますよね。農地はちゃんと守れと言っているんですけど、だったら小さい農家、中小の、それは10万円、20万円の販売しかないかもしれませんが、農地を持っていらっしゃる小さい農家を応援する施策というのは具体的にはどんなことを考えているんでしょうか。

横田農村振興課長 担い手の話ですけれども、農業経営基盤強化促進法によりまして、市町村の目指すものが定められておりまして、それによりまして、集計でありますけれど

ども、今後、育成すべき農業者だとか認定農業者、あるいは基本構想の水準に到達するような人たち、結構規模が大きな人たちは、経営体数として4,195ぐらいあります。ですので、ゆくゆくはそういう方々に担ってってもらわなければならないと考えております。

中小の農家をどうしてくれるのかという話ですけれども、これまでも中山間の直接支払事業などで、個別の経営体は支援しております。それから、平地以外にも、傾斜地については、中山間地域総合整備事業などで基盤整備をしたり、用排水路の整備をしたり、環境の基盤の整備をしているところであります。

小越委員

それをやってるけれど、耕作放棄地がふえているんですよね。やはり所得がふえないと。農業をやってもお金が入ってこないからやれないんですよね。最低価格は保証してくれるという制度がなければ、続けたくても続けられない。機械を投入しても機械のお金が払えないんです。ある市の担当者が言っていましたけれども、耕作放棄地を解消する最大で一番効果ある方法はただ一つ、農産物の価格が高くなることです。そうなればみんなやると言うんです。価格保証、所得保証するということ。また、ある市の担当者が言っていましたけれども、サラリーマン並みの労働時間でサラリーマン並みの給料が入らないと、耕作放棄地は解消できないと言っていました。私もそのとおりだと思ったんです。

だから、収入や価格を保証するという制度を県が応援していかないと、耕作放棄地を広く集めましようと言っても集まらないです。飛び飛びのところばかりで。だけど、それを全部返すのも困る。やはり中小の、小さい農家の方を応援する。兼業で農家をやっている、本当は仕事に行っているんだけど、土曜日、日曜日は農家をやっている。そういう方も応援できるような、それで農地を守る。そこをしていかないと耕作放棄地の解消はできないと私は思っています。

(新規就農者への支援について)

次に、担い手の問題です。担い手対策の中で、山梨県はどんなことをしているのか、まずお伺いしたいんですけれども。例えば、担い手の支援資金をやっていると思うんですけど、ほかの県でいきますと、担い手については、新規就農者への支援とかをしているんです。所得、新規就農1年分、3万円とか5万円とか。そういう、新規就農者に対する所得の保証といったことを、山梨県はしていないんでしょうか。

西島農業技術課長

新規就農者への支援ですけれども、これからの山梨県の農業を担っていただける、そういう新規就農者を本当に大事にしなければいけないということでありまして、まず、就農の相談に来たときから、支援センターのようなところでは、いろいろな技術の相談から、農地の準備の仕方、そういう相談、農業委員会との相談の仕方とか、支援をしておりますし、また、就農支援資金も、先ほど先生がおっしゃられました、就農支援資金の利用の仕方、貸付などもこの新規就農者の支援の中で行っております。

今、お尋ねの資金について、新規就農者への就農支援資金ですが、実は特に山梨県の場合は条件不利地域が多くて、条件不利地域の多いところの就農支援資金というのは、9年据え置きで20年償還と、非常に有利な条件で使えるものですから、そういう資金を使っていただくということで、その一部を支援するというようなことはしてありませんけれども、地域の普及センターが担い手の営農を、自立に向けて研修会をしたり、個別訪問をしたりという形で支援し

ているところでございます。

小越委員

相談に乗るということはもちろんやってもらいたいですけれども、作物がちゃんととれて、そして収入も入ってくるまでに1年ではなかなかできない。長い目で5年、10年で農業を見てもらいたいというんですけれども、3年とか5年ぐらいは天候のこともありますし、どのぐらい作物の収穫があるかわからない。不安定です。そのときにお金があるかないかで全然違うんですよね。全国では、例えば新規就農3年とか5年で奨学金とか、奨励金とか、助成金とかを出している県が幾つもあるんです。私も調べてびっくりしたんですけれども、5万円とか3万円とか、群馬県などで出しているんですよね。あるいは、融資を受けたお金、県内で就農を5年したら免除する。そういうところも結構あるんです。山梨県は何もないんですよね。だから、新規就農、新規就農と言う割には、余りやる気がないというか、見えない。

だけど、私も調査したところ、南アルプス市しかなかったんですけれども、ここでは、農業後継者奨学助成金、県立大学校在生に対する奨学金。年額、わずかですけど、9万6,000円出しているんです。こういうふうに、市町村では、お金ないんですけれども、農業に対していろいろなところでお金を出しています。南アルプスもそうですけれども、上乘せをして、転作奨励金を、麦とか大豆とか、甲府のスイートコーンとかに出しているんですよね。県がなぜやらないのか。市町村は、農村のことをよく見ているという気がするんです。どうしてこう大変になっているのか。ぜひ県としてお金を出してもらいたいと思うんです。

お金がないとおっしゃるかもしれませんが、例えば新規就農者に月額15万円、12か月、例えば50人、70人に出したとする。でも1年間で見れば、多分、1億とか、2億いかないぐらいの金額だと思うんです。山梨県の農業予算に対するパーセンテージも本当にわずかだと思うんです。70人、50人、いるかわかりませんが、15万円じゃなくて10万円ということでも、こういう姿勢をあらわしてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

西島農業技術課長

新規就農者ですけれども、新規就農者も本当に、一昨年だと71名とか、昨年度は、今、集計中ですが、62名とか、結構頑張って就農されていて、貴重な人材が農業経営に入ってきているわけですが、先ほどの就農資金もそうでしたけれども、こういう資金を実際にお使いになっている人というのは、割合としては非常に少なくい。ここ2年の中でも新規就農で百三十何人という人数が入ってきているんですが、就農資金をお借りになったのは1人ということですし、かなり金銭以外のところで、普及が、農家のために自立できるようにサポートしていると、私どもは考えております。

小越委員

ほとんど何もやっていないというか、相談しているだけかと思うんですけど、私の近所の農家の方がおっしゃっていました。普及センターの方が減らされて、待っているんですけど。知事にトップセールスで台湾へ行ってもらいたいんですけど、新規で頑張っている農家の皆さんに、ぜひ、知事みずから声をかけてもらいたい。新規就農で、お金もなくて、こんなに頑張っているのに、桃を売りにいってもらいたいんですけど、こっちを向いてトップセールスしてもらいたいとおっしゃっていました。お金かからないと思うんですけど、知事なり部長が、新規就農の皆さんに対して激励会をすとか、要望を聞く会とか、そういうことはできませんか。

西島農業技術課長　今の、先生の激励のお話ですけれども、実際、激励をするという気持ちは絶えず公の場で知事も部長も表明しているわけです。それを現実に具現化しているのは、地元において、農家のところに行って、「どうですか。様子はどうですか」と様子を聞いている普及員が、まさに日常活動を通してサポートしているのではないかと、私どもは理解しています。

小越委員　　どちらの方を向いているかという問題だと、私は思っています。普及の方はすごく頑張っています。知事には、やはり、農業を頑張ってもらいたい、農家のことを見ているんだという姿勢を見せてもらいたいんですね。普及の方はもちろんですけど。ここに知事がいないからあれですけど、知事の場合は、政治姿勢そのものだと思います。この新規就農をどうするのかは。

(食糧自給率の向上策について)

最後に、先ほど食糧自給率の問題がありましたけれども、今、畜産の問題はちょっと飛ばしたんですけど、食糧自給率39%。この39%の数字を、まず農政部長がどのように認識して考えていらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思います。

遠藤農政部長　　食糧自給率39%ですけれども、いわゆる世界の先進国の中で、この39%というのは非常に低い数字です。特に、日本の場合、人口が1億人を超えているわけですから、39%ということは、4,000万人ぐらいの人口しか国内では養えない。それ以外はすべて海外の農地と水に依存しているということで、非常に憂慮すべき事態だと思っております。

それで、昨今、小麦、トウモロコシ、大豆と、世界的な不作になっておりますし、それからバイオエタノール需要ということで、本来、食用に行くべきトウモロコシがバイオエタノールに回っているということで、従来のように、日本の経済力に飽かして、世界じゅうから買いたいだけ食糧を買えるという時代はもう来なくなるのではないかということなわけですから、やはりこの自給率は何としても向上させなければいけないと考えております。

小越委員　　食糧自給率を上げなければならないと、今、農政部長はおっしゃいました。山梨県はどちらかというと食糧輸入県というか、県外から入っている県だと思うんですけども、その中で山梨県の食糧の問題、どうやったら食糧自給率に貢献できるか。例えば、米の減反について、きょうも新聞に載っていましたが、政府はこの食糧自給率の問題も含めて、減反政策の転換を政府の何人かの方がおっしゃっていますよね。千葉県では、堂本知事が減反政策について異を唱えて国に要望すると、6月議会で発表しております。山梨県はおいしいお米がたくさんとれるところです。北杜市、韮崎市。おいしくて高いお米です。売れるお米だと思っております。生産調整をして、減反しているのではなくて、食糧自給率を上げるのだったら、小麦の値上げで米が今度、米粉のこともありましたけれども、米不足になるようなこともあるかもしれません。私は、県としても、国がそのまま言ってきて生産調整するのではなく、千葉県の堂本知事のように、「いや、これはおかしいのではないか」と一言、国に言うべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

赤池花き農水産課長　　生産調整の問題でございますけれども、一方に米の過剰があるということ。それから、他方に食糧自給率の問題がありまして、山梨県はその両方を進めながらというようなことがあるものですから、生産調整をやめてどんどん

つくと、米の値段は暴落すると言われています。ですから、この両面をやっ
ていかなければならないということがありまして、今、山梨県とすれば両方や
っているということでもあります。

小越委員

先ほど部長にお考えを聞いたかたんですけれども、農業ルネッサンス大綱
が出されて1年たつんですけれども、この原油価格の高騰、飼料の高騰、食糧
自給率の問題、食の安全の問題、農業ルネッサンス大綱をつくった1年ちょっ
と前からもう想定されていると思うんですけれども、ちょっと、状況が変わっ
ていると思うんです。とりわけ原油が上がって飼料が高騰していく中で。だか
ら、ルネッサンス大綱に書いていたことをそのままやっていたのではおくれ
てしまうと思うんです。だから、ルネッサンス大綱に書かれたことだけでなく、
もっと、先手、先手で、この食糧自給率、減反のこともそうですけれども、現
場に行って話を聞いて、直接聞いて、どうしたらいいかと。ぜひそういうふう
に農業のことを考えてもらいたいということを、最後に要望して終わります。

その他

- ・ 本日は、商工労働部・労働委員会関係の一部の審査及び農政部関係の審査で終了し、7月
7日午前10時から、商工労働部・労働委員会関係、企業局関係及び観光部関係について、
引き続き会議を開くこととし、閉会した。

以 上

農政商工観光委員長 木村富貴子